（事務の委託）

第十二条の二　［略］

２　前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第十二条第一項	調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。）	［略］
第十五条	［略］	［略］

（期間の変更）

第十三条　市町村長は、天災その他避けることのできない事故のため、第十二条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による報告があった場合には、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

３　総務大臣は、前項の規定による報告があった場合には、地域を限り、第十二条第一項及び第二項の規定による調査を行う期間を別に定めることができる。

［４　略］

（報告の義務及び方法）

第十四条　就業構造基本調査に当たっては、第六条第一項各号に掲げる事項のうち、同項第一号に掲げる事項については調査世帯の十五歳以上の世帯員が、同項第二号に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。

２　調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わって当該報告を行うことができる。

３　前二項の規定による報告は、調査票に記入し、及び当該調査票の取集に応じ、又は都道府県知事の指定する場所に郵便等により提出することにより行うものとする。

（調査票等の保存）

第十七条　総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容（第六条第一項第一号イに掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（事務の委託）

第十二条の二　［同上］

２　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第十二条第一項	調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。第十四条第三項において同じ。）	［同上］
第十四条第三項及び第十五条	［同上］	［同上］

（期間の変更）

第十三条　市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、第十二条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

３　総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、第十二条第一項の規定による調査を行う期間を別に定めることができる。

［４　同上］

（報告の義務及び方法）

第十四条　就業構造基本調査に当たつては、第六条第一項各号に掲げる事項のうち、同項第一号に掲げる事項については調査世帯の十五歳以上の世帯員が、同項第二号に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。

２　調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うことができる。

３　前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員又は民間事業者等の質問に答えることにより行うものとする。

（調査票等の保存）

第十七条　総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容（第六条第一項第一号イに掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。